

議案第 37 号

南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について

提案理由

南島原市奨学資金貸付条例第 14 条の改正に伴い、償還の免除にかかる添付資料を規定するため、所要の改正をするもの。

平成 30 年 8 月 28 日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則（平成18年南島原市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第12条を第14条とする。

第11条中「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（償還の変更）

第13条 奨学生又は奨学資金の貸付けを受けた者は、償還の方法や保証人に変更があるときは、奨学資金償還変更願（様式第10号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

第10条の次に次の1条を加える。

（償還の免除）

第11条 条例第14条の規定により償還の免除を受けようとする者は、奨学資金償還免除願（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 条例第14条第1号に該当するときは、奨学生又は奨学資金の貸付けを受けた者の戸籍抄本

(2) 条例第14条第2号に該当するときは、その事実が確認できる医師の診断書

(3) 条例第14条第3号に該当するときは、その事実が確認できる書類

様式第8号を次のように改める。

様式第8号 (第11条関係)

奨学資金償還免除願

次のとおり、南島原市奨学資金の償還について、免除下さるようお願いいたします。

- 1 免除を受けようとする期間 年 月分から
- 2 免除を受けようとする金額 円
- 3 免除を受けようとする理由

年 月 日

本人又は連帯保証人

本 籍

現住所

氏 名

番地

印

年 月 日生

南島原市長 様

上記の願について、(承認 ・ 却下) します。

却下の場合の理由

()

年 月 日

南島原市長

印

様式第8号の次に次の2様式を加える。

様式第9号 (第12条関係)

奨学資金申請事項変更届

次のとおり、変更がありましたので届け出ます。

1 変更があった事項

- 奨学生氏名
- 奨学生住所
- 連帯保証人氏名
- 連帯保証人住所
- その他 ()

2 変更前

3 変更後

4 変更の理由

年 月 日

現住所

氏 名

印

年 月 日生

電話番号 ()

携帯電話 ()

南島原市長 様

様式第10号 (第13条関係)

奨学資金償還変更願

次のとおり、南島原市奨学資金の償還について、変更下さるようお願いいたします。

1 変更する事項

償還方法

連帯保証人

2 変更前

3 変更後

4 変更する理由

年 月 日

本人又は連帯保証人

本 籍

現住所

氏 名

番地

印

年 月 日生

南島原市長 様

上記の願について、(承認 ・ 却下) します。

却下の場合の理由

()

年 月 日

南島原市長 印

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の規則を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p><u>(償還の免除)</u></p> <p><u>第11条</u> 条例第14条の規定により償還の免除を受けようとする者は、奨学資金償還免除願（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 条例第14条第1号に該当するときは、奨学生又は奨学資金の貸付けを受けた者の戸籍抄本</p> <p>(2) 条例第14条第2号に該当するときは、その事実が確認できる医師の診断書</p> <p>(3) 条例第14条第3号に該当するときは、その事実が確認できる書類</p> <p><u>(変更届)</u></p> <p><u>第12条</u> 奨学生は、自己及び保証人の住所勤務先その他身上に関する事項に変更があった場合は、市長に奨学資金申請事項変更届（様式第9号）を提出しなければならない。</p> <p><u>(償還の変更)</u></p> <p><u>第13条</u> 奨学生又は奨学資金の貸付けを受けた者は、償還の方法や保証人に変更があるときは、奨学資金償還変更願（様式第10号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第14条</u> (略)</p>	<p><u>(変更届)</u></p> <p><u>第11条</u> 奨学生は、自己及び保証人の住所勤務先その他身上に関する事項に変更があった場合は、市長に奨学資金申請事項変更届（様式第8号）を提出しなければならない。</p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第12条</u> (略)</p>

新

旧

様式第9号 (第12条関係)

奨学資金申請事項変更届

次のとおり、変更がありましたので届け出ます。

1 変更があった事項

- 奨学生氏名
- 奨学生住所
- 連帯保証人氏名
- 連帯保証人住所
- その他 ()

2 変更前

3 変更後

4 変更の理由

年 月 日

現住所

氏名



年 月 日生

電話番号 ()

携帯電話 ()

南島原市長 様

新

旧

様式第10号 (第13条関係)

奨学資金償還変更願

次のとおり、南島原市奨学資金の償還について、変更下さるようお願いします。

1 変更する事項

償還方法

連帯保証人

2 変更前

3 変更後

4 変更する理由

年 月 日

本人又は連帯保証人

本 籍

現住所

氏 名

番地

Ⓜ

年 月 日生

南島原市長

様

上記の願について、(承認 ・ 却下) します。

却下の場合の理由

()

年 月 日

南島原市長

印

改正

平成18年8月1日規則第179号

平成19年3月30日規則第20号

南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 南島原市奨学資金貸付基金条例(平成18年南島原市条例第58号。以下「条例」という。)によって行う奨学資金の貸付けについては、条例によって定める事項のほか、この規則に定めるところによる。

(借入申込み)

第2条 奨学資金の借入希望者は、奨学資金貸付申請書(様式第1号)に関係学校長の成績証明書と在学証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(保証人)

第3条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、本市に住所を有し、かつ、償還能力のある保証人を2人以上立てなければならない。

2 前項の保証人2人のうち、1人は本人の家族以外の者で、次の各号のいずれにも該当するものを指定しなければならない。

(1) 地方税が課税され、滞納がないこと。

(2) 借入申請時において、満60歳以下であること。

3 第1項の保証人は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して、奨学資金返済の債務を負担しなければならない。

(貸付けの決定)

第4条 市長は、条例第9条の規定により貸付けを決定したときは、奨学資金貸付決定通知書(様式第2号)又は奨学資金貸付却下通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

(貸付金の交付)

第5条 奨学資金は、毎月これを本人に交付する。ただし、特別の事情があるときは、数月分を合わせて交付することができる。

(貸付金額の変更)

第6条 貸付金額の変更を必要とする事情が生じた場合は、貸付金額を変更することがある。

(貸付けの継続)

第7条 奨学資金の貸付けを受けている者は、毎年4月に奨学資金貸付継続願(様式第4号)に在学証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付けの辞退)

第8条 奨学資金の貸付けを受けている者が、途中で奨学資金を辞退しようとするときは、奨学資金辞退届(様式第5号)により市長に届け出るものとする。

(借用証書の提出)

第9条 奨学生は、卒業したとき、又は条例第11条の規定により貸付けを廃止したとき、若しくは前条の規定により貸付けを辞退したときは、貸付けを受けた金額に対し借用証書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(償還の猶予)

第10条 条例第13条の規定により償還の猶予を受けようとする者は、奨学資金償還猶予願（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（償還の免除）

第11条 条例第14条の規定により償還の免除を受けようとする者は、奨学資金償還免除願（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

（1） 条例第14条第1号に該当するときは、奨学生又は奨学資金の貸付けを受けた者の戸籍抄本

（2） 条例第14条第2号に該当するときは、その事実が確認できる医師の診断書

（3） 条例第14条第3号に該当するときは、その事実が確認できる書類

（変更届）

第12条 奨学生は、自己及び保証人の住所勤務先その他身上に関する事項に変更があった場合は、市長に奨学資金申請事項変更届（様式第9号）を提出しなければならない。

（償還の変更）

第13条 奨学生又は奨学資金の貸付けを受けた者は、償還の方法や保証人に変更があるときは、奨学資金償還変更願（様式第10号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の深江町奨学資金貸付基金条例施行細則（昭和43年深江町教育委員会細則第1号）、有家町奨学資金貸付規則（昭和46年有家町規則第2号）、西有家町奨学資金貸付規則（昭和55年西有家町規則第11号）、北有馬町奨学資金貸与規則（昭和39年北有馬町規則第1号）、南有馬町奨学資金貸付規則（昭和39年南有馬町規則第3号）、口之津町育英資金貸付規則（平成3年口之津町教育委員会規則第1号）又は加津佐町奨学資金貸付等規則（昭和42年加津佐町規則第1号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の規則の規定により貸付けを決定された基金については、なお合併前の規則の例による。

附 則（平成18年8月1日規則第179号）

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第20号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

奨学資金貸付申請書

一金 円也

ただし、南島原市奨学資金貸付金

年 4月から

毎月

円

年 月まで

私は、 に入學しましたが、学資の支弁が困難ですので南島原市奨学資金を貸付願いたく保証人連署の上申請いたします。

なお、貸付けを受けた上は、南島原市奨学資金貸付基金条例の規定を固く遵守することを誓約いたします。

年 月 日

本人の本籍

現住所

氏 名

印

年 月 日生

上記本人誓約事項については、何事にかかわらず保証人において引き受け、もし万一貴殿に対し損害をかけた場合は、保証人において連帯責任をもって直ちに義務を履行し責任を果たすことを誓約いたします。

年 月 日

連帯保証人

本 籍

現住所 南島原市

番地

氏 名

印

年 月 日生

連帯保証人

本 籍

現住所 南島原市

番地

氏 名

印

年 月 日生

南島原市長 様

様式第2号 (第4条関係)

奨学資金貸付決定通知書

年 月 日

南島原市長 印

あなたから申請のありました南島原市奨学資金貸付金につきましては、下記のとおり貸付けが決定いたしましたので通知します。

記

- 1 貸付金 月額 円
2 貸付期間 年 月分から 年 月分まで
- 様式第3号 (第4条関係)

年 月 日

様

南島原市長 印

奨学資金貸付却下通知書

あなたから申請のありました南島原市奨学資金貸付金につきましては、奨学資金貸付審議会において審議した結果、下記の理由により却下となりましたので通知します。

記

却下理由 :

様式第4号 (第7条関係)

奨学資金貸付継続願

南島原市奨学資金貸付金について、本年度も引き続き貸付けくださるようお願いいたします。

年 月 日

住 所
氏 名

⑩

(高校 第 年)
大学

南島原市長 様

様式第5号 (第8条関係)

奨学資金辞退届

次のとおり、南島原市奨学資金交付金を辞退しますのでお届けします。

- 1 辞退期日 年 月分から
- 2 辞退の理由

年 月 日

本人の本籍
現住所
氏名

年 月 日生

連帯保証人

本籍
現住所 南島原市
氏名

番地
年 月 日生

連帯保証人

本籍
現住所 南島原市
氏名

番地
年 月 日生

南島原市長 様

様式第6号 (第9条関係)

借 用 証 書

一金 円也

ただし、南島原市奨学資金貸付金
上記金額を下記条項承諾の上借用いたしました。

収入印紙
円

記

1 償還方法

(1) 年 月から 年 月まで $\left(\begin{array}{c} \text{毎月} \\ \text{半年ごとに} \\ \text{毎年} \end{array} \right)$ 均 等
償還すること。

(2) 上記の方法による $\left(\begin{array}{c} \text{毎月} \\ \text{半年ごと} \\ \text{毎年} \end{array} \right)$ の償還額は 円とするこ
と。ただし、初回の償還額は、 円とする。

(3) $\left(\begin{array}{c} \text{毎月} \\ \text{半年ごと} \\ \text{毎年} \end{array} \right)$ の償還期限は、 $\left(\begin{array}{c} \text{毎月} \\ \text{毎年} \text{ 月及び} \text{ 月の月} \\ \text{毎年} \text{ 月} \end{array} \right)$ 末とすること。

(4) 利息は無利子

(5) 毎月の償還金は、納入告知書により支払期限までに必ず南島原市会
計管理者に納入すること。

2 保証人が死亡した場合又は貴殿において保証人として不相当と認めら
れる事由が生じた場合において、貴殿の指示があった場合は、他の保証
人を立て貴殿の承認を受けること。

3 主たる債務者又は保証人が死亡したとき、又はその住所等その身上に異
動を生じたときは、その旨貴殿に届け出ること。

4 保証人は、主たる債務者と連帯して債務を償還する責に任ずること。

年 月 日

主たる債務者 本 籍 地
住 所
氏 名 (印)

連帯保証人 本 籍 地
住 所 南島原市
氏 名 (印)

連帯保証人 本 籍 地
住 所 南島原市
氏 名 (印)

南島原市長 様

様式第9号 (第12条関係)

奨学資金申請事項変更届

次のとおり、変更がありましたので届け出ます。

1 変更があった事項

- 奨学生氏名
- 奨学生住所
- 連帯保証人氏名
- 連帯保証人住所
- その他 ()

2 変更前

3 変更後

4 変更の理由

年 月 日

現住所

氏名

印

年 月 日生

電話番号 ()

携帯電話 ()

南島原市長 様

様式第10号 (第13条関係)

奨学資金償還変更願

次のとおり、南島原市奨学資金の償還について、変更下さるようお願いいたします。

1 変更する事項

償還方法

連帯保証人

2 変更前

3 変更後

4 変更する理由

年 月 日

本人又は連帯保証人

本 籍

現住所

氏 名

番地

印

年 月 日生

南島原市長

様

上記の願について、(承認 ・ 却下) します。

却下の場合の理由

()

年 月 日

南島原市長

印

報告第2号

南島原市奨学資金償還補助金交付要綱の一部を改正する告示について

提案理由

南島原市奨学資金貸付基金条例第12条の改正により、償還対象期間が短い場合について制限を設けるため、所要の改正を行ったので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条第5号の規定により報告する。

平成30年8月28日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市奨学資金償還補助金交付要綱の一部を改正する告示

南島原市奨学資金償還補助金交付要綱（平成28年南島原市告示第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「次項」を「第3項」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、償還対象期間が5年に満たないときの補助金の額は、償還対象期間を5年としたときに算出される償還額を補助対象の償還額とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第3号 (第5条関係)

居住申出書

南島原市長 様

年 月 日

下記のとおり相違ありません。

記

申出者	フリガナ 氏名	Ⓔ		
	住所	南島原市	町	番地
	生年月日	年	月	日
	電話番号	-	-	(自宅 ・ 携帯電話)

【申出内容】

年度における 申出者の市内居住期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
年度における 申出者の市内居住月数 ※一月(月の初日から末日まで) に満たない月は含めない。	月

様式第4号 (第5条関係)

就労証明書

就労者	フリガナ 氏名			
	住所	南島原市	町	番地
	生年月日		年	月 日

以下の太枠内は、事業所から証明をお願いします。

事業所名	
事業所所在地	
就労期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
特記事項	
<p>上記のとおり証明します。 (証明日) 年 月 日</p> <p>(証明者)</p> <p>住 所</p> <p>事業所名</p> <p>代表者名</p> <p>電話番号</p>	



附 則

この告示は、平成30年8月20日から施行し、改正後の南島原市奨学資金償還補助金交付要綱の規定は、南島原市奨学資金貸付基金条例第12条第1項本文に規定する償還が平成30年度以降に開始する奨学生について適用する。

南島原市奨学資金償還補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、償還対象期間に償還すべき奨学資金の償還額の2分の1以内の額とする。ただし、償還対象期間に市内に居住し、かつ、就労した期間が1年に満たない年度においては、償還額を12で除した額にその月数（1月に満たない月は切り捨てるものとする。）を乗じた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。<u>第3項</u>において同じ。）を補助対象の償還額とする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、償還対象期間が5年に満たないときの補助金の額は、償還対象期間を5年としたときに算出される償還額を補助対象の償還額とする。</p> <p><u>3</u> 第1項ただし書の規定にかかわらず、償還開始年度及び償還終了年度の補助金の額は、償還額をその年度の償還対象期間の月数で除した額に償還対象期間中に市内に居住し、かつ、就労した月数（1月に満たない月は切り捨てるものとする。）を乗じた金額を補助対象の償還額とする。</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、償還対象期間に償還すべき奨学資金の償還額の2分の1以内の額とする。ただし、償還対象期間に市内に居住し、かつ、就労した期間が1年に満たない年度においては、償還額を12で除した額にその月数（1月に満たない月は切り捨てるものとする。）を乗じた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。<u>次項</u>において同じ。）を補助対象の償還額とする。</p> <p><u>2</u> 前項ただし書の規定にかかわらず、償還開始年度及び償還終了年度の補助金の額は、償還額をその年度の償還対象期間の月数で除した額に償還対象期間中に市内に居住し、かつ、就労した月数（1月に満たない月は切り捨てるものとする。）を乗じた金額を補助対象の償還額とする。</p> <p><u>3</u> (略)</p>

新

様式第1号 (第4条関係)

奨学資金償還計画書

フリガナ 奨学生氏名	
住 所	南島原市 町 番地
生年月日	年 月 日
電話番号	自宅・携帯電話
貸付けを受けた期間	年 月分 から 年 月分 まで
貸付けを受けた総額	円
償還期間	年 月 から 年 月 まで
償還方法	月賦・半年賦・年賦

償 還 計 画

年度

月	償 還 予 定 額
4	円
5	円
6	円
7	円
8	円
9	円
10	円
11	円
12	円
1	円
2	円
3	円
計	円

旧

様式第1号 (第4条関係)

奨学資金償還計画書

フリガナ 奨学生氏名	
住 所	南島原市 町 番地
生年月日	昭和・平成 年 月 日
電話番号	自宅・携帯電話
貸付けを受けた期間	年 月分 から 年 月分 まで
貸付けを受けた総額	円
償還期間	年 月 から 年 月 まで
償還方法	月賦・半年賦・年賦

償 還 計 画

年度

月	償 還 予 定 額
4	円
5	円
6	円
7	円
8	円
9	円
10	円
11	円
12	円
1	円
2	円
3	円
計	円

新

旧

様式第3号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

居住申出書

居住申出書

南島原市長 様

南島原市長 様

年 月 日

年 月 日

下記のとおり相違ありません。

下記のとおり相違ありません。

記

記

申出者	フリガナ 氏名	(印)
	住所	南島原市 町 番地
	生年月日	年 月 日
	電話番号	- - (自宅・携帯電話)

申出者	フリガナ 氏名	(印)
	住所	南島原市 町 番地
	生年月日	昭和・平成 年 月 日
	電話番号	- - (自宅・携帯電話)

【申出内容】

【申出内容】

年度における 申出者の市内居住期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
年度における 申出者の市内居住月数 ※一月(月の初日から末日まで) に満たない月は含めない。	月

年度における 申出者の市内居住期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
年度における 申出者の市内居住月数 ※一月(月の初日から末日まで) に満たない月は含めない。	月

新

様式第4号 (第5条関係)

就労証明書

就労者	フリガナ 氏名	
	住所	南島原市 町 番地
	生年月日	年 月 日

以下の太枠内は、事業所から証明をお願いします。

事業所名	
事業所所在地	
就労期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
特記事項	
上記のとおり証明します。 (証明日) 年 月 日 (証明者) 住 所 事業所名 代表者名 ㊟ 電話番号	

旧

様式第4号 (第5条関係)

就労証明書

就労者	フリガナ 氏名	
	住所	南島原市 町 番地
	生年月日	昭和・平成 年 月 日

以下の太枠内は、事業所から証明をお願いします。

事業所名	
事業所所在地	
就労期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
特記事項	
上記のとおり証明します。 (証明日) 年 月 日 (証明者) 住 所 事業所名 代表者名 ㊟ 電話番号	

改正

平成29年3月23日告示第23号

南島原市奨学資金償還補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、若者の南島原市内への定住促進を図るため、南島原市の奨学資金の貸付けを受けた者が償還する場合に、南島原市奨学資金償還補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の受給要件)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 各年度の償還しなければならない期間（以下「償還対象期間」という。）に市の住民基本台帳に記録され、現に居住している者又は居住していた者
- (2) 償還対象期間に就労している者又は就労していた者
- (3) 償還対象期間に償還すべき奨学資金を償還している者
- (4) 市税等を滞納していない者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、償還対象期間に償還すべき奨学資金の償還額の2分の1以内の額とする。ただし、償還対象期間に市内に居住し、かつ、就労した期間が1年に満たない年度においては、償還額を12で除した額にその月数（1月に満たない月は切り捨てるものとする。）を乗じた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。第3項において同じ。）を補助対象の償還額とする。

2 前項の規定にかかわらず、償還対象期間が5年に満たないときの補助金の額は、償還対象期間を5年としたときに算出される償還額を補助対象の償還額とする。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、償還開始年度及び償還終了年度の補助金の額は、償還額をその年度の償還対象期間の月数で除した額に償還対象期間中に市内に居住し、かつ、就労した月数（1月に満たない月は切り捨てるものとする。）を乗じた金額を補助対象の償還額とする。

4 繰上償還等による奨学資金の償還額は、第1項に規定する償還すべき奨学資金の償還額に含まないものとする。

(申請書に添付すべき書類等)

第4条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 奨学資金償還計画書（様式第1号）
- (2) 承諾及び委任状（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 規則第4条の市長が定める申請書を提出することができる時期は、毎年度別に定める期日までとする。

(実績報告)

第5条 規則第13条の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、補助金の交付の決定があった会計年度の翌年度の4月30日とする。

- (1) 居住申出書（様式第3号）

- (2) 就労証明書(様式第4号)
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行し、南島原市奨学資金貸付基金条例(平成18年南島原市条例第58号。以下「条例」という。)第12条第1項本文に規定する償還が平成28年度以降に開始する奨学生について適用する。この場合において、条例第13条第1号の規定により償還の猶予を承認された者を含むものとする。

附 則(平成29年3月23日告示第23号)

この告示は、平成29年3月23日から施行し、改正後の南島原市奨学資金償還補助金交付要綱の規定は、平成28年度の予算に係る南島原市奨学資金償還補助金から適用する。

承諾及び委任状

年度南島原市奨学資金償還補助金交付の申請において、私の住民登録情報、市税等の納付状況を、貴職において調査及び取得されることを承諾し、委任いたします。

なお、この件に関し問題が発生した場合は、私が一切の責任をとり解決いたします。

南島原市長 様

年 月 日

住 所 南島原市 町 番地

氏 名 ⑩

電話番号

居住申出書

南島原市長 様

年 月 日

下記のとおり相違ありません。

記

申出者	フリガナ 氏名	(印)
	住所	南島原市 町 番地
	生年月日	年 月 日
	電話番号	- - (自宅 ・ 携帯電話)

【申出内容】

年度における 申出者の市内居住期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
年度における 申出者の市内居住月数 ※一月(月の初日から末日まで) に満たない月は含めない。	月

就労証明書

就労者	フリガナ 氏名			
	住所	南島原市	町	番地
	生年月日		年	月 日

以下の太枠内は、事業所から証明をお願いします。

事業所名				
事業所所在地				
就労期間		年	月	日 から
		年	月	日 まで
特記事項				
<p>上記のとおり証明します。</p> <p>(証明日)</p> <p>年 月 日</p> <p>(証明者)</p> <p>住 所</p> <p>事業所名</p> <p>代表者名</p> <p>電話番号</p>				

